

○不破消防組合消防職員の管理職員特別手当の支給運用基準

平成 27 年 8 月 13 日訓令甲第 4 号

(趣旨)

第 1 条 この訓令は、不破消防組合管理者等の給与の支給に関する規則（平成 21 年 4 月 1 日規則第 1 号）の運用に関し必要な事項を定めるものとする。

(管理職員特別勤務手当)

第 2 条 管理職員特別勤務手当は、臨時又は緊急の必要その他の公務の運用の必要により管理職員特別勤務手当を支給される職員が、勤務を要しない日又は祝日法による休日若しくは年末年始の休日等（以下「週休日等」という）にやむを得ず勤務し、勤務の都合上勤務の振替ができない場合に支給されるものとする。

2 前項に規定する場合のほか、管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前 0 時から午前 5 時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務に従事した場合に支給されるものとする。

(支給対象者)

第 3 条 支給対象者は、不破消防組合管理者等の給与の支給に関する規則第 3 条の規定により管理職手当を支給する職員とする。

(支給対象)

第 4 条 支給対象となる勤務又は支給対象とならない勤務は、次の各号のとおりとする。

(1) 支給対象となる勤務は、当該週休日等に処理すべき業務のための勤務であり、臨時又は緊急の必要もなく、職員の自由意志に基づいて行われた勤務は含まない。

(2) 支給対象とならない勤務は、次のとおりとする。

ア 各種資料の整理等

イ 通常の勤務日においても一般的に行われているデータの計測、機器の管理
その他これに類する業務

ウ 所属機関以外の機関等が主催する諸行事（記念式典、表彰式、講習会等）
等への礼儀的な参加、出席（あいさつ等を行う場合を含む。）

エ 所属機関が主催又は共催する諸行事等への開催事務担当者以外の立場での
参加、出席

(旅行中の勤務)

第 5 条 旅行目的地において臨時又は緊急の必要その他公務の運営の必要により週休日等に勤務した場合、その勤務に従事した時間が明確に証明できるものに限り手当を支給する。

(手当の額等)

第 6 条 第 2 条第 1 項に規定する場合は、勤務 1 回につき 12,000 円とし、勤務に従事した時間が 6 時間を超える場合は 18,000 円とする。

2 第 2 条第 2 項に規定する場合は、1 回につき 6,000 円とする。

附 則

この訓令は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

様式第1号

管理職員特別勤務実績簿

補職名

氏名

勤務日	平成 年 月 日 (月曜日)	勤務の具体的な内容	勤務を要しない日の振替等が行えなかった理由			
勤務開始時刻(A)	時 分 ※ 時 分					
勤務終了時刻(B)	時 分 ※ 時 分					
休憩等の時間(C)	時間 分 ※ 時間 分					
実働時間数 (B-A-C)	時 分					
勤務の区分	6時間以下 6時間超					
手当額	円					
支給に当たっての注意事項	1 この手当は、臨時又は緊急の必要等がある場合において、明示の指示により又は明示の指示が想定される状況下で管理職員が週休日等にやむを得ず勤務に従事したときに支給されるものであること。 2 この手当の支給対象になる勤務か否かは、原則として、真に当該週休日等に処理すべき業務のための勤務であったか否かを判断の基礎とし、臨時又は緊急の必要性もなく、職員の自由意思に基づいて行われる勤務まで含むものではないこと。 3 1時間にも達しないなど極めて短時間の勤務については、原則としてこの手当の支給対象とならないものであること。 4 以下に掲げる業務のための勤務は、この手当の支給対象とはならないこと。 (1) 各種資料の整理等 (2) 通常の勤務日においても一般的に行われているデータの計測、機器の管理その他これに類する業務 (3) 所属機関以外の機関等が主催する諸行事（記念式典、表彰式、講習会等）への儀礼的な参加、出席（あいさつ等を行う場合を含む。） (4) 所属機関が主催又は共催する諸行事等への開催事務担当者以外の立場での参加、出席					
	備考	任命権者印	従事者印			
		月初からの累計	回数	金額		
		6時間以下	回	円		
		6時間超	回	円		
		計	回	円		
整理番号	年 月分	枚目				